

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和4年 10 月 28 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃ さ く ま

②届出者 氏 名 株式会社SAKUMA

だいひょうとりしまりやく さ く ま そういち

代表取締役 佐久間 総一

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	1 2 - ユ - 3 0 0 9 8 5
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ さ く ま 株式会社 SAKUMA
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 2 7 0 - 1 5 0 5 電話 0476 (77) 8155
	ちばけんいんばぐんさかえまちりゅうかくじだいごちようめにじゅさんばんいちごう 千葉県印旛郡栄町竜角寺台5丁目23番1号
⑥適用開始・変更予定日	令和4年 1 1 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別途手数料表のとおり
⑧備 考	



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします
求人・求職の申込みを受理後、求人に求職者を紹介するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 30,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の30% 手数料負担者は、求人者 とします。

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号 12-ユ-300985

事業所の名称及び所在地 株式会社SAKUMA 本社
千葉県印旛郡栄町竜角寺台5丁目23番1号